

結婚新生活支援事業補助金

結婚して新たな暮らしをはじめめるあなたを応援します！

井原市では、少子化対策として結婚新生活を経済的に支援し、住宅の取得・賃借・リフォーム・引越にかかる費用について助成します。

※予算に達した場合、申請受付を終了します。

対象となる世帯（次のすべてを満たす方）

- 令和 7 年 1 月 1 日以降に婚姻届を受理された夫婦
- 夫婦の所得（夫婦の合算額）が 500 万円未満であること。
※申請時においての直近の所得証明書で確認します。
※奨学金を返済している場合（所得証明書と同じ期間）は控除します。
- 婚姻日時点において、夫婦とも 39 歳以下であること。
※年齢は誕生日の前日に加算されます。（年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条）
- 対象となる住居が井原市内にあり、居住しており、定住する意思があること。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。
- 夫婦ともに暴力団関係者でないこと。
- 夫婦ともに外国人の場合は日本方式の結婚をしていること。
- 過去にこの補助金を受けた者がいないこと。
※令和 6 年度にこの補助金の交付を受けた方で、補助上限額に達していない方を除く

対象経費：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 6 日までに支払った費用

- 婚姻に伴う住宅取得・賃借（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）・リフォームに係る費用
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当の額は対象となりません。
※賃貸人が新婚世帯の 3 親等以内の親族である場合は対象となりません。
- 住居への引っ越し費用（引越業者、運送業者に支払ったもの）

補助金額：上限 30 万円（対象経費の全額）

※婚姻日における年齢が夫婦共に 29 歳以下の場合は上限額が 60 万円 となります。

申請期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 6 日まで

※予算に達した場合は、申請期間内であっても申請受付を終了しますのでご注意ください。
※申請期間中に対象世帯と確認できた場合、翌年度に限り申請できる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

手続きの流れ

補助申請（交付申請書や所得証明書などの必要書類を提出）

審査・交付決定（内容を審査し、結果を通知します）

請求書を提出

補助金の支払い



必要書類

	チェック	書 類
①		井原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
②		夫婦の住民票の写し（世帯全員の住民票の写し）
③		戸籍謄本等
④		夫婦の直近の所得証明書
⑤		夫婦の市税の完納証明書
⑥		奨学金の返済額がわかる書類 ※奨学金の返済を行っている場合のみ
⑦		住宅の取得・賃借・リフォーム・引越に要した費用の領収書
⑧		住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し ※住宅取得に係る費用を申請される場合のみ
⑨		建物賃貸借契約書の写し ※住宅賃借に係る費用を申請される場合のみ
⑩		住宅手当支給証明書 ※住宅賃借に係る費用を申請される場合のみ
⑪		住宅リフォームに係る請求明細書（施行及び積算内容がわかるもの） ※住宅リフォームに係る費用を申請される場合のみ
※令和6年度に補助上限額に達しなかった金額を申請される場合は、令和6年度の交付申請時に提出された書類のうち内容に変更が生じるものについて提出してください。		

＼ 申請をご検討の方は、まずはご相談ください ／
申請書のダウンロードや詳しい内容の確認は
井原市 HP をご覧ください！

井原市 結婚新生活



井原市マスコットキャラクター
でんちゅうくん

◆ 書類提出先・問合せ先 ◆

井原市役所 総合政策部 企画振興課

〒715-8601 井原市井原町 311 番地 1 本庁舎3階

TEL : 0866-62-9521 FAX : 0866-62-1744

E-mail : kikaku@city.ibara.lg.jp